

# 令和4年度第6回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和4年7月30日（土）	午後2時
場	所	八王子市役所 事務棟8階	801会議室

## 第 6 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 3 0 日 ( 土 ) 午後 2 時
  - 2 場 所 八王子市役所 事務棟 8 階 8 0 1 会議室
  - 3 会議に付すべき事件  
第 1 第 2 6 号議案 令和 4 年度 9 月補正予算の調製依頼について
  - 4 協議事項  
・令和 5 年度 ( 2 0 2 3 年度 ) 八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級  
使用教科用図書 の採択について ( 教育指導課 )
  - 5 報告事項  
・学習用端末を利用した学校図書館サイトの開設について ( 教育指導課 )
- 

## 第 6 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 3 0 日 ( 土 ) 午後 2 時
  - 2 場 所 八王子市役所 事務棟 8 階 8 0 1 会議室
  - 3 会議に付すべき事件  
第 2 7 号議案 令和 5 年度 ( 2 0 2 3 年度 ) 八王子市立小・中・義務教育学校  
特別支援学級使用教科用図書 の採択について
- 

### 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	柴 田 彩千子
委 員	川 島 弘 嗣
委 員	保 坂 暁 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	山野井 寛 之
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍 一 郎
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 野 芳 崇
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
教育指導課指導主事	志 村 亮 介
教育指導課指導主事	福 島 裕 子
教 育 指 導 課 主 査	奈 良 了
教育総務課課長補佐兼主査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 任	池 上 光
教 育 総 務 課 主 事	寺 田 美 緒
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村 温 美

八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書策定委員会

委 員 長 宇 野 賢 悟

副 委 員 長 上 田 太

調査部会「小・義務教育学校(前期課程)」部長 高 田 浩

調査部会「中・義務教育学校(後期課程)」部長 乙 幡 英 剛

【午後 2 時分開会】

安間教育長 大変お待たせいたしました。本日の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和 4 年度第 6 回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会におきましても、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第 26 号議案については、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 協議事項となります。令和 5 年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本件について、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事 それでは、令和 5 年度（2023 年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についての協議をお願いいたします。

令和 4 年 4 月 20 日決定の令和 5 年度（2023 年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定資料作成委員会を設置し、今年度よりその下に小学校・義務教育学校・前期課程調査部会及び中学校・義務教育学校・後期課程調査部会を設置して調査・研究を行ってまいりました。

また、この間、令和 4 年度 1 学期の教育委員の皆様による学校訪問の際、令和 3 年度に決定した令和 4 年度の特別支援学級使用教科用図書の活用状況について、各学校の校長先生方からの説明を受け、意見交換を行っていただいているところです。

今後も、学校が子どもたちの特性と、その教科用図書を選んだ理由について説明することを決定し、P D C Aのサイクルを回すことで、より適切に選択してまいります。

今回、採択を行う種目は、小学校は国語、書写、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、外国語、英語、道徳の12種目。

中学校は、国語、書写、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、職業、家庭、外国語、英語、道徳の11種目でございます。

では、よろしく願いいたします。

安間教育長     それでは、特別支援学級の教科用図書選定資料作成委員会の委員長からまず、全体に関する報告をお願いいたします。

宇野委員長     令和5年度八王子市立小・中義務教育特別支援学級使用教科用図書選定資料作成委員会委員長を務めました宇津木台小学校長、宇野賢悟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、今年度5月から6月にかけて、教科用図書選定資料作成委員会が教科用図書選定の資料を作成するに当たり、小・中学校ごとの校種別調査部会を設置し、専門的事項についての調査・研究を依頼しました。校種別調査部会においては、まず、特別支援学級設置校の各校長から各特別支援学級の児童・生徒の実態を踏まえ、教科用図書として使用したい一般図書の報告を受けました。

次に、報告を受けた一般図書について、校長から推薦を受けた各特別支援学級の教員1名で構成する小・中学校の校種別調査部会において、1、内容、2、全体の構成や各項目の配列、表記・表現、製本の仕方や耐久性等、3、児童・生徒の特性及び必要性等を確認して、協議を重ねました。特に、3、児童・生徒の特性及び必要性等において、その一般図書を選んだ理由となる当該児童・生徒の特性及び必要性について詳細に調査研究を重ねました。

教科用図書選定資料作成委員会においては、講師別調査部会の調査研究結果の報告を受け、協議を行いました。協議には、専門性を有する委員として小・中学校の副校長、都立八王子西特別支援学校の先生、保護者の代表として小学校PTA連合会の代表の方及び中学PTA連合会の方に委員として参加していただきました。

報告については、以上になります。

安間教育長 只今、委員長から全体に関する報告をいただきました。

それでは、ここから調査研究報告書について御説明をいただきたいと思います。

まず、小学校、義務教育学校前期課程について御説明をお願いいたします。

宇野委員長 それでは、本資料に基づき、これから令和5年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の調査報告書について説明いたします。報告の順序といたしましては、先に小学校、次に中学校の順といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、小学校、義務教育学校前期課程の調査報告書について説明いたします。

初めに、国語については18冊の図書を申請しております。視覚的に訴えることで、学習意欲をもって取り組める児童の特性から、文字が大きくはっきりしており、挿絵のイラストも親しみやすいものになっているもの。また、年間を通して主たる教材として活用できるものなどを選んでおります。また、生活に関連した身近な素材を取り上げ、児童が興味や親しみを持ちながら学習できるもの。国語の学習を、単語の理解から文章の理解までを系統的に構成されているものなど、児童の発達段階を踏まえて学習できるものを推薦しています。

次に、書写については19冊の図書を申請しております。言葉での情報が苦手な視覚優位の児童に対して、絵を使ったり、分かりやすく分類したり、身近なものから順番に配列したり、習得しやすいものなどを選んでおります。

次に、社会科については、9冊の図書を申請しております。文章を読むことが苦手な視覚優位の児童にとって、写真やイラストが多くて分かりやすく、興味関心を持続することができるもの。歴史の時代背景を捉えることが苦手な児童においても、挿絵が多く、興味を持たせて理解を深めることができるものなどを推薦しております。

次に、算数については17冊の図書を申請しております。学習したことを生活場面で活用することに困難のある児童にとって、抽象的ではなく、具体的な生活場面を取り上げた題材で視覚的に捉えやすくなっているもの。具体物の操作から抽象的な計算に取り組むことに段階を踏まえている内容になっており、習熟を図ったり、理解したりするために年間を通して活用できるものなどを推薦しております。

次に、理科については7冊の図書を申請しております。視覚優位で生き物や自然

に興味のある児童に対して、実際の写真やカラーのイラストで具体的に示されており、理解をしやすいものなどを選んでおります。また、観察や実験の場面で、調べ学習に用いやすいものなども推薦しております。

次に、生活については35冊の図書を申請しております。野菜や植物に興味が高い児童に対して、絵などでイメージが持ちやすい内容になっており、年間を通した学習に活用できるものなどを選んでおります。また、具体的な生活場面をイメージしにくい児童にとって、生活習慣やマナーなど、場面に合わせた内容になっており、学習したことを普段の生活で効果的に活かせることができる内容のものなどを推薦しております。

次に、音楽については4冊の図書を申請しております。児童が知っている歌が多く掲載されているため、親しみを持って取り組む内容になっているもの、視覚優位な児童に対してイラストも多く掲載されていることから、場面をイメージしやすく、楽しみながら歌を歌うことができるものなどを推薦しております。

次に、図画工作については9冊の図書を申請しております。手指の巧緻性に困難さがある児童に対して、写真やイラストなど児童が興味を持って活動を行えるようにしているものなどを選んでおります。

また、クレヨンや絵の具の使い方が児童にとって分かりやすい言葉で書かれているもので、意欲を持たせやすく、年間を通して主たる教材として活用することができるものなどを推薦しております。

次に、家庭科については2冊の図書を申請しております。言葉での理解が難しい児童に対して、調理法などを視覚的に捉えやすい構成になっており、家庭科を初めて学ぶ段階の調理の基本を押さえるのに有効なものになっているものなどを選んでおります。

次に、保健について5冊の図書を申請しております。視覚優位な児童に対して、体の動かし方や日常生活での健康づくりのことなどを、具体的な絵やイラストで捉えやすくするもの。例示を生活場面に合わせて分かりやすくしているものなどを推薦しております。

次に、英語については6冊の図書を申請しております。文字に苦手意識を持っている児童に対して、絵やイラスト、文字の量や大きさなどを親しみやすく興味を持



って学ぶことができる内容になっているもの。カード型の教材についても、年間を通して繰り返し活用できるものなどを推薦しております。

最後に、道徳については11冊の図書を申請しております。友達とさまざまな関わりをすることが苦手な児童に対して、イラストを用いて具体的にイメージしながら、自分のよりよい言動を学ぶことができるものなどを選んでおります。

また、児童の実態に応じて自分自身に関すること、人との関わりに関すること、集団や社会との関わりに関すること、自然との関わりに関することについて、日常生活と結びつけて具体的にイメージして考えられるものを推薦しております。

以上で、小学校、義務教育学校（前期課程）の調査研究報告書の説明を終わります。

安間教育長　　続きまして、中学校・義務教育学校後期課程の調査研究報告書について御説明をお願いします。

上田副委員長　副委員長を務めました宮上中学校長上田太でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、中学校、義務教育学校の後期課程の調査研究報告書について説明いたします。

初めに、国語については3冊の図書を申請しております。視覚優位の生徒や文字が苦手な生徒、読み書きの定着に時間のかかる生徒に対して、視覚的に訴えることで学習意欲を持って取り組めるよう、挿絵やイラスト、写真が豊富なもの、かつ聞く、話す、読む、書くといった4技能を横断的に学ぶことができるものを選んでいきます。

また、年間を通して主たる教材として活用できるものなどを選んでいきます。

また、さらに具体的な日常の生活場面に即し、関連する身近な素材を取り上げ、生徒が興味や親しみを持ちながら学習できるものなど、生徒の発達の段階を踏まえて学習できるものを推薦しています。

次に、書写については4冊の図書を申請しております。漢字の習得に時間がかかり苦手意識を持ちがちな生徒に対し、豊富な絵を使い、漢字や部首の成り立ちをクイズ感覚で意欲を持って学習できるものを選んでおります。

次に、社会科については3冊の図書を申請しております。地図を中心とした図書

として、生徒にとっての身近な生活が、世界との関係によって成り立っていることを理解できるようにするため、具体的なイメージを広げながら外国の様子を学習できるもの。地理的な空間の理解に困難さを伴う生徒に対し、世界や日本の地域別に海岸線や都市名を明瞭に表現するなど、視覚優位の生徒に理解しやすいものを選んでいきます。

また、実生活に根づいた社会的な見方、考え方を養うため、地理、歴史、公民の3分野の関連を捉えることが苦手な生徒にも、1冊でまとめ、興味をもって理解を深めることができるものなどを推薦しております。

次に、数学については3冊の図書を申請しております。四則計算など学習したことを生活場面で活用することに困難のある生徒にとって、抽象的ではなく買物をはじめさまざまな生活シーンといった具体的な生活場面を取り上げた題材で、視覚的に捉えやすくなっているもの。計算について、文字での内容理解が困難な生徒に対し、絵などを使って視覚的に理解しやすい工夫のあるものなどを推薦しております。

次に、理科については3冊の図書を申請しております。視覚優位で文字だけで理解することが難しい生徒に対し、理科の学習内容を振り仮名のほか、図やイラストを多用して、暮らしとの関連性が分かりやすくまとめられているものを選んでおります。

また、言語理解が苦手な生徒にとって、実物のカラー写真から視覚的に訴え、図も多数用いられ、自然、動植物、気象や星座、環境、エネルギーなどについて分かりやすく取り扱われているものなども推薦しております。

次に、音楽については2冊の図書を申請しております。挿絵や振り仮名も充実しており、生徒が知っている歌が多く掲載されているため、親しみをもって取り組む内容になっているもの。3年間を見通した指導計画により、合唱コンクールなどで通常学級との合唱交流に力を入れるため、長年親しまれている楽曲を網羅しているものを推薦しています。

次に、美術については2冊の図書を申請しております。作業学習の1つとして、生徒が興味関心を持って取り組める工夫のされたもの。絵画の鑑賞になかなか興味が持てない生徒に対し、鑑賞のポイントが丁寧に説明されているものを選んで推薦しております。

次に、保健体育について3冊の図書を申請しております。体育分野では、令和4年度に検定済教科書を付与された生徒で、口頭指示への理解が苦手な生徒に対し、写真、図表、イラストを多用し、運動について分かりやすくまとめているほか、八王子市の記録も付されているもの。

保健分野では、ボディイメージを持ちにくい特性のある生徒や、文章の苦手な生徒に対し、イラストや写真を見ながら理解しやすい工夫のあるものなどを推薦しております。

次に、技術、家庭科については8冊の図書を申請しております。家庭分野として、衣食住への関心や多様な生活経験の少ない生徒に対し、生活技術を多彩なイラスト等で理解しやすくしたもの。自立に必要な技能を3年間の見通しを持って、学習しやすいもの。文字理解に時間がかかる生徒に、振り仮名が多く読みやすく、図表が豊富なものなどを選んでおります。

また職業分野では、就労に対するイメージをなかなか具体的に持てない生徒に対し、自分自身のことと就労について、関連づけて学習することができるものを推薦しています。

次に、英語については5冊の図書を申請しております。言語での理解や言葉を発することに困難さのある生徒に対し、イラストを豊富に使用し、日常生活でよく使われる英語表現を学習できるように工夫したもの。言語よりも体を動かして学ぶことが得意な生徒に対し、絵やゲーム、歌などで体を動かして学習できるもの。言葉だけでは、場面イメージを持ちにくい生徒に対して、毎日の生活の中で使える英語の応答表現を、1枚1枚のカードに記載し、年間を通じて繰り返し楽しみながら学べる工夫のあるものなどを選んで推薦しております。

最後に、道徳については4冊の図書を申請しております。年間指導計画に基づき、生徒の学習状況及び経験等に応じて適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、特別支援学校学習指導要領にあるとおり、各校で重点的に取り組む内容に応じて選んでおります。好ましい人間関係を気づくことが苦手な生徒に対して、イラストを用いて具体的にイメージしながら、他者との関わりの基にある自分自身について考え、学ぶことができるもの。相手に対し、適切に自分の気持ちを伝える術を考えさせるもの。自他の考え方の違いについて、考えることのできるものを選んでおります。

す。

また、完璧な自分へのこだわりから傷つきやすい特性のある生徒に対し、中国の古典を基に平易な言葉とイラストを用いて、さまざまな場面を日常生活と結びつけて、具体的にイメージして考えられるようなものを推薦しております。

以上で、中学校、義務教育学校後期課程調査研究報告書の説明を終わります。

安間教育長 以上で、小学校、中学校及び義務教育学校それぞれの調査研究報告書の説明が終わりました。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、まず私から根本的なことで、2点ほど御質問させてください。

まず1点目ですが、昨年の採択の際に一般図書を使っているお子さんには、それぞれさまざまな特性があって、保護者の皆様がどのような思いや声をお持ちなのか、ぜひ、そうした声を把握してほしいと要望を出しておりましたが、一般図書を教科書として使うことに対して、保護者の方からどのような声があったか、分かる範囲で教えてください。

高田調査部会「小・義務教育学校(前期課程)」部長 では、私のほうから2つ紹介させていただきます。

まずは、識字が苦手なお子さんをお持ちの保護者の方からは、絵や写真などをたくさん使った内容で、学習する内容を理解できるものを使っていただいて、大変ありがたいというお話をいただいております。また、他には自分たちの身近な生活と関連した内容になっているので、家でも学校での学習内容を、こういうことが大切なのだよと子どもが話すようになったという話を伺っております。

以上です。

乙幡調査部会「中・義務教育学校(後期課程)」部長 中学校の保護者の方からの反応についてお話しさせていただきます。この件につきまして、事前に調査部会に所属する部員に、6月7日にアンケートと聞き取りを行いました。特別支援学級が設置されている16校のうち、12校から回答がございました。そのうち、半数の6校においては、年度当初の保護者会や個別面談の際に、使用方法や活用方法について話題にしているということが分かりました。中には、就学支援シートに記載されている保護者の意見や要望に合わせた計画をもとに、学習計画とともに教科書につい

て提示しているという学校もありました。

それに関連しまして、保護者の方からの声としては、一般図書の教科書としての仕様というよりも、この教科のこの部分が苦手ですということ、例えば、うちの子は数学の文章問題が苦手なので、多めに解かせてほしい、また、図形の問題が苦手なので宿題を出してほしいというような声が多いという回答がございました。これらの点から、一般図書そのものの扱いということにおいては、おおむね御理解をいただいていると考えているところです。

以上です。

安間教育長     ありがとうございます。

2点目なのですが、一般図書は、それぞれの特性を持った子どもたちに合わせたものを選んでいますが、ここで全部説明はできないと思いますが、例えば、小学校の資料の最初のところ、五味太郎さんの「たとえのことば」を申請している方の特性や必要性というのはどのようなものがありますか。

宇野委員長     言葉にこだわる児童に対して、そういった言葉について五味太郎さんの本の中には「たとえのことば」が非常にさまざまな絵で描かれて、比喩の言葉でイメージしやすい、理解しやすい内容となっております。そういった児童に対して非常に分かりやすい図書だと考えております。

安間教育長     ありがとうございました。一例として御説明いただいているわけで、要するに全部の本に今御説明いただいたような理由があると理解してよろしいですね。

それでは、質疑に入りたいと思います。

委員の方から何かございませんか。

伊東委員     御説明ありがとうございます。小学校の社会科のことについてお伺いしたいと思います。社会科の学習内容は、3年では地域のこと、4年では都道府県単位、そして5年では産業、6年生では政治や歴史や国際関係を学ぶことになっていますが、ここで採択される市販本の場合に、例えば、この本は3年生用、この本は4年生、5年生、というように分かれていますが、一人のお子さんが例えば、市販本を複数使用するようなことがあるのかどうか。あるいは、検定本と併用しながら社会科の授業をやられていることもあるようですが、使い方なども合わせて選んでいらっしゃるのか、その辺りを聞きたい。

高田調査部会「小・義務教育学校（前期課程）」部長     では、社会科についてですが、基本的には、おっしゃられたとおり、3年生では、自分たちの住んでいる地域、それから4年生は東京都の内容や都道府県の内容、そして5年生は産業、6年生は歴史、政治ということになっております。

それから検定本との併用というところなのですが、実際にはそのような使い方をする場面もありますし、視覚優位のお子さんが多い傾向があるので、検定教科書だけですと、イメージが湧かないところがあって、それぞれの学年の内容に合った形で推薦させていただいております。

伊東委員     補足説明ありがとうございました。そうしますと、特別支援学級のお子さんの場合は、教科によっては1つの教科で複数の教科書を使用している実態があると解釈してよろしいですか。

高田調査部会「小・義務教育学校（前期課程）」部長     はい、おっしゃるとおりです。

伊東委員     ありがとうございました。

もう1個伺いしてよろしいですか。これは、小学校だけでなく中学校のほうにも掲載されていた道徳の教科書で、「学校では教えてくれない大切なこと 友達関係～気持ちの伝え方～」という、こういう市販本があるのですが、道徳というのはどちらかという価値について考えていく、そういった学習をしていく形になるのですが、この本は道徳というよりは、どちらかというソーシャルスキルを学ぶ感じの内容で、果たしてこの教科書が道徳の教科としての子どもたちの力を身につけるような教材になり得るのかどうか教えていただければと思います。

高田調査部会「小・義務教育学校（前期課程）」部長     この「学校では教えてくれない大切なこと」というところでは、確かに子どもたち、価値について考えていくということが大事だと思うのですが、その前にお子さんは、それぞれの価値についてのイメージが持ちにくいので、ある程度のこういうことは大事なのだよということをしかり理解した上で、そういうきっかけをすごく大事にすることが大切だということで、道徳として推薦させていただいております。

宇野委員長     道徳の場合ですが、先ほどの社会科と同じように、この1つの教材だけではなくて、例えば東京都が出している道徳の教材集、文科省が出している道徳の教材集も合わせながら、年間指導計画を組んで指導していくということをしており

ます。

安間教育長 他にございませんか。

保坂委員 今検定本と市販本と両方とも一人のお子さんが持つことができるのですか。

先日、市販本をもらうと、検定本は手に入らないと伺ったのですけれども。

北川統括指導主事 すみません、教科書については、その教科で当該児童は1冊です。

それ以外に、先ほどのように東京都の作成している資料を教材として活用したり、

その他、副教材として購入するものを併せて使うという意味でございます。

保坂委員 そうしますと、先ほど社会科の検定本と併用して使うというお話は、検定

本はないけども、先生は検定本をお持ちで、それを使っているという意味ですか。

北川統括指導主事 すみません、検定本という言い方をしておりますが、八王子市の

副読本がございますけれども、これは教科書ではないのですが、副読本として全て

の子どもたちに配らせていただいています。これと併せて使っているというのが実

情になります。

安間教育長 教科書以外に副読本とっているのですよね。

保坂委員 副読本は検定本なのですか。

北川統括指導主事 ではないです。言い間違えたということです。

保坂委員 特別支援学級に行ったら、みんなと同じ教科書をもらえなくなって、それ

がすごく悲しかったという話を聞いたことがあるのですけれども、生徒さんや、保

護者の方からそのような御意見はございますか。

高田調査部会「小・義務教育学校(前期課程)」部長 そういうような話は、私の知る

限りでは、聞いてはいないのですけれども、もしかしたらそういうこともあるかも

しれないので、配慮をしていかなければいけないと考えております。

北川統括指導主事 そのようなことがないように、各学校でこの子の特性に対して作

られている教科書を選んでいきますと。実際お子様が、その教科書を使ってどのよう

な学習の状況なのかということに適宜確認しながら進めていけるようにしている

ところでございます。

安間教育長 要するに、保護者の前でこういうことをやりますよと説明をして、それ

が理解されるということですよ。

保坂委員 私は納得できないのですけれども。

北川統括指導主事 現状そういったことは実は聞いてはいないのですが、そういったことがないように、きちんと各学校には情報提供して助言をしております。

安間教育長 というよりも、納得できない子どもがいるのだったら、その本を使わないようにしなければいけない。そもそも、納得できない子どもがいるのだったら、検定本をあげられるようにする。そういう仕組みにはなっていないのですか。

たしか去年聞いた話では、入学したばかりの子どもは無理なのだけれども、今2年生に在籍している子で3年生になるのだったら、もしそこで保護者なり子どもたちが、いや僕は来年3年生になるから、3年生の教材を使いたいと言ったら、それはもうその検定本に変えることはその時点ではできるのではないか。違うのですか。

北川統括指導主事 基本的には、保護者の意向を当然確認して使用するということになっております。

保坂委員 予算のことがあるのだろうとは思いますが、こちらの希望としては、教科書みたいな形でお子さんに特化した教材が与えられるのが一番良いと思っております。

安間教育長 今回の件は、1度部会で検討してもらえますか。確かに、副読本みたいなもので対応できるのだとするならば、今の重点的なものみたいに。だとするならば、今のように検定本で使用して、特性によりますけどね、全員が一律というわけにはいかないでしょうけど、基本的には検定本で、それ以外の重点的にやりたい実情に合わせたものというのは、副読本なり別の資料なり工夫等、なるべくそれをホームページに載せるというのも、保坂委員、良い提案だと思いますが、検討していただきたいと思えます。

他にございませんか。

柴田委員 御説明いただきましてありがとうございました。学校訪問をさせていただいた時に、特別支援学級の先生が、この教科書を使いながら、それからタブレットを用いて、あと教材も用いてうまく組み合わせて授業されていたので、このように教科書が特別支援学級で使われるのだということを勉強させていただきました。児童や生徒の特性に合わせて担当の先生が教科書を適切に選ばれているということは分かったのですが、例えば、実際使われていたタイトルに、年代にふさわしくないようなタイトルがついている場合、例えば「4・5・6さいのための」と



というようなタイトルがついているものがあつたのですけれども、今回は、そういったものが見られませんので、排除しながら今回は選定されたのでしょうか。

高田調査部会「小・義務教育学校(前期課程)」部長 実は、資料の52ページ、道徳のところ「4・5・6さいの」という表現があるものが1冊ございます。これについては、やはり御指摘のとおり事前にしっかり子どもたち、それから保護者の方に、このような表現にはなっているけれども、これを使うと必ず理解も深まるし、教科の内容を習得できるだろうと事前に説明をきっちりさせていただくというようなことでやらせていただいております。

以上です。

保坂委員 今のことと同じですけれども、中学生用の社会に「いちばんわかりやすい小学生のための学習世界地図帳」というのがあるのですが、これはどうなのでしょう。

乙幡調査部会「中・義務教育学校(後期課程)」部長 今のお話ありがとうございます。

中学校においても、只今の社会科のほうで御指摘がございましたが、例えば先日、やはり部会のほうで話題になったのですけれども、数学の教科書においても他学年のものを使うという場合もあるということです。やはりその場合には、事前に保護者の方とお話ししまして、個別に最適化と申しますか、その子の進度に応じた復習をきちんと行ってから次の学年に進みましょうというような話はしているというところでございます。

以上です。

保坂委員 地図は小学生の地図と中学生の地図では何が違うのですか。字の大きさでしょうか。中学生だけ小学生のための地図帳でないと駄目なのですか。

上田副委員長 こういった地図帳の作りというのは、やはり小学生向けのものというのは非常に見やすく作っているわけですね。例えば、海岸線を太くしていたり、それから文字の大きさを大きくしていたりというような点で、大変見やすく、特に視覚優位のお子さんにとって、その辺の見やすさというのが、理解に非常に大きな影響を与えてきますので、そういった点です。一般の地図帳で、やはり高等地図帳になってきますと、やはり中学生が使うには非常に内容的に高度になってくるというような、字も細かく情報量も多いものになってきますので、それと同様の理由で、

さまざまなことが非常に分かりやすくなるような形でまとめられている。それが、小学生の地図帳というようなことでございます。

安間教育長　よろしゅうございますか。

柴田委員　御回答ありがとうございました。タイトルは「4・5・6さいのための」となっていますが、中身を見ましたらとても分かりやすく、解説がしっかりされていまして、先ほど御説明いただいたように、保護者と児童本人にしっかり説明がなされているということになれば、もちろん異論はございません。ありがとうございました。

安間教育長　他にございましょうか。

川島委員　御説明ありがとうございます。私も先日学校訪問の際に授業の様子を拝見させていただいて、私の思っていたよりもすごくタブレットの活用が進んでいるという印象がありました。先ほど来、説明で視覚優位というお話がありましたけれども、今回この一般図書の選定に関して、例えばタブレットとの連携のしやすさなど、今の観点で何か考えられているということはございますか。

高田調査部会「小・義務教育学校(前期課程)」部長　具体的にタブレットを使うことを意識して選定というようなものは小学校では上がっては来なかったのですけれども、そのタブレットを使って意見を共有することが、もう自然にできているのが現状です。

伊東委員　全体的な御説明はよく分かったのですが、先ほどの教育長と皆様方とのやり取りの中で、確認をしたいと思っていたのですが、特別支援学級のお子さんの教科書を選ぶ時、来年の学年で使う教科書を今選んでいるということですね。そうすると、現時点での子どもたちの状況を踏まえて、来年度の学年での子どもたちに最適な教科書はどれかというような、そういうことを選ぶレベルもさまざまでしょうけど、保護者の方の視点といいますか、検定本ではなく、文科省の著作本ではなく、一般の市販本を選んでいる。そこに至るプロセスの中で、決定していく上での見方や考え方がもしあるのであれば、それを御教示いただければと思います。

北川統括指導主事　基本的には、この説明にあるとおり視覚優位、具体的なイメージをなかなか湧けないというような特性があるお子さんに対する教科書として一般本を選んでいるケースが全体として多いのですけれども、そういった意味で検定本を見

た時に説明の言葉がこの子にはなかなか難しいだろうということが、これまでの指導であった場合、それよりももう少し優しい言葉の説明にイメージがついている、図がついている、具体的な場面が想定できる、そういったものを選んでいているというケースが、これはおおむねですけれども、おおむねそういった傾向がすごく多くて、そういった声を先生方からも聞いているところです。

安間教育長　よろしゅうございますか。

それでは、私のほうから。先ほどから議論になっていますし、冒頭で伊東先生もおっしゃられているように、道徳という教科は、価値項目がいっぱいありますよね。だから、その中で1つ選んで、それが教科書となると、どうしても都や、国や、もしくは市のいわゆる副読本で補うのですが、他学年の道徳の教科書を使って指導するというのは1つの選択肢としてはないのですかね。

北川統括指導主事　今回の調査研究報告書の一番左側の項目なのですが、検定済教科書を選ぶ項目があるのですが、ここに他学年を含むと記載させていただいております。この検定済教科書というのは、八王子市で採択している教科書なのですが、場合によっては下の学年のものを選んで、その子に使用すると。そういったことも含めて選べるようになっております。

安間教育長　分かりました。先ほどお話ししたみたいに、やり方については検討してもらいたいのと、やはり子どもに対してはプライドを傷つけないよう配慮の仕方というのを工夫できるような手だてを考えられないか。これは、学校の今回の最後の課題ではなくて、皆様方に宿題としてぜひ御検討いただきたいのが1点。

2点目は、この議論の冒頭部にも質問させていただいたみたいに、一人ひとり、Aちゃん、Bちゃん、Cちゃんの姿が浮かんで、その子に対する中身というわけですが我々採択する側からすると、どうしてもひとくくりに見てしまいますから、先ほど柴田委員がおっしゃってくださったみたいに、我々が学校訪問をした時に、必ず特別支援学級でこういう属性の子だからこうなのです、こういう子だから細かいのを見る、確かに中学生になると大人用の地図を見たってうまく使えませんよね。それと同じような状況もあるから、具体例でやはり示していかないといけないのだろうと改めて思いました。

来年度に向けて、教育委員が学校訪問した際には、必須の条件、状況で、全員は

無理だと思うのですが、どのような子がいて、どのような属性を持っているからこの子はこの教科書が合っていますよというのが具体的に説明できるように、ぜひしていただきたいということで要望を伝えます。

それでは、ここから各委員から本資料報告書に関して御意見をいただきたいと思っています。

いかがでしょうか。

伊東委員     ありがとうございました。現場の先生方が子どもたちの状況を見て、この本が最適であるということで選ばれていることだと思いますので、ぜひ選定した教科書を使っていただきたいと思うのですが、やはり教科書は学校教育法で定められている主たる教科書として使用義務があるわけですね。検定本であれば使うということで選んでいる以上、また検定本が配付されない中で、市販本を選んでいるということであれば、選んだ教科書を十分活用して、選ばれた教科書の中で最大限効果が上がるような指導をしていただきたいということをお願いします。

安間教育長     他に御意見ございますか。

川島委員     とても丁寧に資料を作っていただいているというのがよく分かって、本当にありがたいと思います。前回もお話をしたかと思うのですが、このような特性のお子さんだからこのような教科書なのですよという御説明がありましたけれども、それをやはり皆で情報を共有ができるようなシステムというか機会が欲しいと思います。

お子さんは、個人情報の絡みがあるので承知しているのですがけれども、例えば、先生方だけではなくて、そういうお子さんを保護者の方が何か調べてうちの子の特性はここですね、このような本だったら興味を持つのかなというような取っかかりになるような、そのようなアクセスのしやすさというか、そういうところを少し工夫していただけたら良いかと思います。

安間教育長     ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは私から。この報告書に関しては、プロである先生方が目の前にいる子を見て、この子に一番合うだろうというものを選定してくれたのだと信じたい。これを前提としています。

さらに、この一般図書を使うことに関して、保護者もこのほうが我が子にとって

は最適だと納得をしている、そのように解釈をしています。その上で、この報告書に関して私は承認をしたいと思っております。

よろしゅうございますか。

特段、この報告書自体を否定するような御意見もございませんので、以上の結果を基に小学校、中学校及び義務教育学校における特別支援学級の教科用図書として使用する一般図書について、本日教科用図書選定資料作成委員会から出されましたこの資料の原案にあるもの、これを本教育委員会として推したいと思います。

以上で協議が終了をいたしました。

後ほど議案として議決をさせていただきます。事務局は、議案書を作成し、追加議事日程として提出をしてください。準備をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項となります。教育指導課から報告をお願いします。

大日向教育指導課長 学習用端末利用した学校図書館サイトの開設について御報告します。詳細については、担当の奈良主査より御説明いたします。

奈良教育指導課主査 それでは、学習端末を利用した学校図書館サイトについて、4月に開設しておりましたが、コンテンツの追加を経て開設いたしましたので、教育指導課より御報告をいたします。お手元の資料に沿って報告させていただきます。

まず、学校図書館サイトですが、学習用端末と学校図書館の両方を活用するために、その間をつなぐツールとして利用可能な、いわゆるホームページのようなものになります。八王子の学習用端末からアクセス可能となっており、学校図書館の活用や、探究的学習の推進を目的としたコンテンツを掲載しております。こちらのサイトにつきましては、一般的なインターネットからはアクセスできない形になっておりまして、利用できるのは学習用端末から、児童・生徒・教員・教育委員会職員など端末の利用権限を持っている者に限られております。

使用に際して難しい操作は必要なく、学習用端末を開きますと、お気に入りメニューの1つに入っておりますので、そこをクリック、タップすると生徒が開けるような形になっております。

このサイトの開設に至った経緯ですが、これはG I G Aスクール構想の進展による1人1台の学習用端末が配付され、調べ学習等のやり方、調べ方が変化してきた

ことによります。端末も学校図書館もどちらも児童・生徒が学習に必要な情報を入力するための手段、ツールとして利用が可能です。

しかし、その特性を比較しますと、それぞれ利点と欠点がありまして、どちらが優れている、どちらを使えば良いというものではありません。資料のほうに簡単な表が添えてありますが、こちらを見ていただくと、それぞれの利点と欠点は、実はそれぞれ補完し合う形になっております。どちらかを使うというよりも両方を使い、入手した情報を比較・検討・活用することによって、それぞれの利点が活かせるという形になります。

また、児童・生徒も自ら情報を比較・検討・活用することによって、情報活用能力の向上が期待できます。

学校図書館に関するGIGAスクール構想の推進を考えますと、学校図書館から端末移行ではなくて、併用することが重要であり、それを支援するためのツールとしてサイトを開設いたしました。

続きまして、資料の裏面に移ります。こちらは、サイトに掲載されているコンテンツ(主なもの)になりますが、まず資料集になります。こちらは、学校司書が文献を基に編集した郷土資料を中心としたもの。こちらが掲載されております。現在は、地区ごとに分類されて掲載されていて、各学校で地域学習を行う際などに利用することが可能となっております。

学校図書館の学習端末、併用のための仕組みといたしましては、掲載されている資料はあくまで資料の要約的な簡単なものであるという点と、その出典が必ず記載されている。こういった形になります。児童・生徒がサイトで調べて、より発展的にもっと詳しく調べたい、知りたいという時には、どの図書資料を読めば良いのか、その辺りがすぐに分かるような形になっております。

ほかにも図書資料、本を読んで気になったキーワードがあれば、それを元にサイト内で検索を行いまして、関連する資料を見つける。そこからまた、図書資料に移っていく、こういった使い方もできます。

次に、画像集、こういったコンテンツがございます。先ほどの資料集に関連した写真データが掲載されてありまして、学習のため自由に利用することができるようになっております。今、児童・生徒は端末を利用して、さまざまなレポートであっ

たりスライドであったりを作成することも多くなっております。ただ、そこに載せる写真画像につきましては、なかなかインターネットで検索しても利用できるものはない。特に、地域調べになりますと、八王子のローカルな情報が多くなってきますので、インターネット上に著作権フリーで使えるような素材、こういったものはほとんどない形になります。それをこのサイトの中で資料集と一緒に提供することによって、児童・生徒の調べ学習の支援を行っていく、こういった形になっております。

この7月からは、文化財課の協力を得まして、八王子市歴史文化基本構想「八王子の歴史文化百年の計」こちらに掲載されている写真の一部、140点ほど、こちらから御提供いただきまして、掲載して利用が可能となっております。ほかにも、サイトには調べ学習のためのガイドであったり、学校司書のおすすめ本を紹介するコーナーなど、読書活動を推進するような仕組みも作っております。

最後4番にマスメディア掲載とありますが、公益財団法人 全国学校図書館協議会が発行する月刊誌「学校図書館」、こういったものになりますが、こちらのほうで「新しい教育における学校図書館支援センターの役割」という特集が7月号に組まれるので、その原稿執筆依頼という形で八王子にありました。この中で、このサイトの件も含めて原稿のほうを書かせていただきまして掲載されております。掲載された場所、ページにつきましては、出版物になりますので、学校図書館協議会に問合せを行いまして、教育委員及び教育委員会事務局のみで複写配布可という許可をいただいておりますので、そういった形で取り扱わせていただいております。

資料、その先にサイトのイメージについて画面写真を何点か御用意いたしました。まず、最初の学校図書館サイトと大きく書いてあるもの、これがサイトのトップ画面、ホームページで言うと最初の開く画面になります。これは、上のほうだけなのですが、この下のほうにお知らせであったり、新着情報、最初に開いた時にどのような情報がここで載ったのかなと、そういったことが分かるような形にしてあります。

その下にありますが、調べ学習のページということで、現在実施しております調べる学習コンクールの開催告知や、調べ学習のやり方をまとめた調べる学習ガイド、また昨年の調べる学習コンクールの優秀作品のPDFデータなどを掲載してお

ります。

資料裏面に行きまして、こちらは資料集のページになります。郷土資料を中心に掲載しておりまして、各学校地域調べに使いやすいように現在地区ごとにまとめた形で掲載しております。今、何とか地区、恩方地区、加住地区など、地区ごとにアイコンがありますが、こちらをクリックしていただくとページの下にありますように、各地区の詳細が開く形。この中に、学校司書で編集いたしました郷土資料がPDFデータで載っている形になっております。こちらの資料なのですが、検索機能を使って検索することも可能で、地域の垣根を越えて関連する資料を探すことも可能になっております。

次のページ、こちらは画像集のページになります。掲載されているものは市で撮影したものか、利用許諾を得ているもののみを掲載しております。そのため、児童・生徒・教員が学習目的で自由に使用することができます。今、こちらの画面では縮小版一覧表示になっておりますが、これをそれぞれクリックすると大きなものが開いて、またそれをコピーして、児童・生徒が自分のレポートに貼り付けたりということができるようになっております。こちらのサイトですが、Goalの機能を使って作成しておりまして、Goalの検索機能で資料の検索が簡単にできるようになっております。資料のタイトルだけではなくて、資料の内部、本文中の文字、こちらも検索で引っかけることができますので、関連資料を探したりするのに非常に有用かと思えます。

こういったものを使っていただいて、図書資料、デジタルデータ、電子化のデータから図書資料への利用促進、学習用端末の学校図書館の併用、こういったものの支援をしていきたいと考えております。

コンテンツにつきましては、今後も増やしていく予定になっておりまして、学校司書が学校の授業支援活動で作成したものや、あとは画像データにつきましては、各学校にお持ちのデータ、使えるものがあれば御提供くださいということで、例えば、校外学習、日光の写真であったり、こういったお願いも今しているところでもあります。

報告については、以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑ございますか。



伊東委員 御説明ありがとうございます。本当に素晴らしい取組だと思いますけれども、その上で分からないことがあったので、幾つか御質問したいのですが、最初のこの一番上のところに学習用端末によるWeb検索というところ、デジタル情報。学校図書館、図書による検索アナログ情報、学校図書館図書による検索というのは一体何か分からなかったです。

それと、このこれからやろうとしている学習用端末のWeb検索の欠点のところ、信頼できる情報が分からないとかというのがあるのですよね。この意味がよく分かりませんので、この2点、お伺いしたいと思います。

奈良教育指導課主査 まず1点目ですね。学校図書館図書による検索というところ、図書による利用、資料を探すという形で捉えていただければ良いと思います。資料4で情報を取り出す作業、そのように考えていただければ良いかと思います。

デジタル情報のほうの欠点、信頼できる情報が分からないという点なのですが、一般的にインターネットを検索いたしますと、図書に比べて短い時間で大量のデータを見ることができます。ただ、データにつきましては、正しいものか、正しくないものか、とにかくたくさん出てきますので、そこは分からないというところ。内容によっても相反する情報が普通に検索結果で出てきたりします。どうしてもその辺り、特に小学校低学年ですと、どれが正しいのか判断できないというところがある。この辺りが、デジタルデータを使う上での欠点という形で挙げさせていただきました。

伊東委員 そういう意味なのですね。では、それはインターネット全般に関しての話であって、この学習用端末によるWeb検索がそういうものであるというのではないような気がしますので、何か分かりにくいかなと思うのですが。

それから、学校図書館図書による検索、要は、これは学校の図書館で調べるという意味ですか。

奈良教育指導課主査 はい。

伊東委員 分かりました。

安間教育長 よろしゅうございますか。

では、確認なのですが、ということは、A小学校ならA小学校でそれを使った場合には、A小学校にその本があるかないかということも分かるのですね。

奈良教育指導課主査　その図書があるかないかとなりますと、その辺りは学校図書館システムで検索して、このサイトのほうには、各図書館の蔵書データまでは入っておりませんので、この辺りはもう司書のほうが支援させていただいて、生徒が調べてこの本ないと言うと、司書が調べる形になります。

安間教育長　分かりました。もし可能ならば、その場合にどこの場所にはありますということが分かるような次のバージョンアップを考えていただけますか。

奈良教育指導課主査　検討いたします。

安間教育長　よろしゅうございますか。

それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

それでは、事務局の準備が整いましたでしょうか。大丈夫ですか。それでは、追加の議案を提示させていただきたいと思います。

安間教育長　それでは、追加議事日程第27号議案、令和5年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてを議題に供します。本案について、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事　第27号議案は、先ほど御協議いただきました令和5年度（2023年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてでございます。次のように案を作成いたしました。令和5年度の八王子市立小・中・義務教育学校と特別支援学級使用教科用図書のうち、小学校（前期課程）は、種目、国語、書名「五味太郎　言葉図鑑　たとえのことば」、発行者名偕成社、以下、一覧表のとおりでございます。

中学校義務教育学校後期課程については、4枚めくった5枚目の中央からとなっております。種目国語、書名「ひとりだちするための国語」、発行者名、日本教育研究出版、以下、一覧表のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

安間教育長　只今、説明が終わりました。本案について御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思います。

伊東委員　先ほど来からのやり取りの中で感じたことなのですが、毎年結局こう

して市販本を使っていますね。選定、これ自体は良いことだと思うのですが、その市販本がそれぞれの子どもにマッチングがどうだったのか、どのように適したのか、あるいは実際やってみてあまりマッチしなかったということもあろうかと思うのですよね。その本がいけない、悪いということではなくて、その子の特性に合わなかった場合ということも当然あるのかもしれない。そういったことを先生方のほうで少しメモか何かしておいていただいて、もしそれが合わないのだったら、それはまた違う、そういうようなお子さんには難しいというような情報を全市で共有するなど、何かそういう先生方に御負担をかけるのは申し訳ないのですが、でも情報共有というところでそういったことができると、より子どもたちにとって適した市販本を選定できるのではないかと。可能であれば、御検討いただければと思います。

安間教育長 他に御意見ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第27号議案については、提案のとおり決定するという事に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第27号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 以上で、公開の審議を終わりますが、委員の方々から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々には恐縮ですが御退席をお願いいたします。

【午後3時16分休憩】